


1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	
2	施策	4-1	災害への備えを充実させる	
3	SDGs 位置付け	 		
4	施策の 必要性	<p>今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70から80%程度とされています。また、局地的豪雨等異常気象の増加も予測されることから、「災害に上限はない」、「人命が第一」であることの重要性を再確認するとともに、「自助・互助・共助・公助」の考え方にに基づき、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>防災体制の確立と防災意識の高揚を図り、行政や市民等が災害や有事に際しての役割を認識し備えるとともに、耐震化の促進や雨水対策など災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p>		
6	施策内の 取組	4-1-1	防災体制の強化	
		4-1-2	防災意識の高揚	
		4-1-3	建築物の耐震化の促進	
		4-1-4	上下水道施設の耐震化	
		4-1-5	総合的な雨水対策の推進	
		4-1-6	安威川ダムによる治水対策	
7	分野別 計画等	業務継続計画(地震災害編)	災害発生時に行政機能を確保し、限られた資源を活用して、災害時に迅速かつ適切な業務遂行を行うための手順等を定めた計画	
		地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市及び関係各機関が処理すべき事項を示した防災活動の総合的かつ基本的な計画	
		住宅・建築物耐震改修促進計画	市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画	
		危機管理計画(水道編)	水道の安全と安定給水の確保を目的として、災害等の発生時における応急対策を迅速に実施する体制を定める計画	
		都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	
		水道施設更新(耐震化)計画	将来の水需要を考慮し、水道施設及び管路の耐震化を計画的に進める今後12年間の更新計画	
		雨水基本構想	総合的な雨水対策を推進するため、当面(概ね10年)と、中期(概ね30年)の期間を設定し、行政によるハード整備事業と合わせ市民・事業者によるソフト対策等をまとめた構想	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防災体制の強化	<p>《現状と課題》</p> <p>大阪北部地震等を経験して明らかになった様々な課題に対応するため、地域防災計画等をより実効性のあるものに更新するとともに、地域における防災力のより一層の充実を図る必要があります。また、災害時における情報提供の方法については、SNSなどのソーシャルメディアを活用するほか、情報収集に配慮を要する方に対する多様な情報提供も考慮し、地域での円滑な連絡体制等を構築する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域防災力の強化を図るため、自主防災組織活動の促進や防災コミュニティづくりの推進及び市民との双方向の情報提供体制の構築など、災害時における情報提供の推進に努めます。また、指定避難所の機能を高めるとともに、二次避難施設となる福祉避難施設を充実させるなど災害時要配慮者対策を推進します。また、<u>受援計画※1</u>を策定するとともに、実効性を常に担保するため地域防災計画の見直しを随時行います。さらに、社会福祉協議会と連携して、必要に応じて設置する災害ボランティアセンターが円滑に機能するように、平時からの備えを進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域防災計画等が充実し、総合的な防災体制が確立しています。すべての小学校区で自主防災組織が結成され多くの市民が日頃から災害に対する備えをしています。</p>	<p>《市民》</p> <p>家庭内備蓄や家具の固定など身近な防災対策を講じます。また、市からの情報提供をはじめ、災害情報メールやテレビ・ラジオなどから積極的に災害情報を収集するとともに、市への情報提供に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域防災リーダーが中心となり、自主防災組織の活動を推進し、女性の参画、近隣企業等との連携により、地域防災力の強化を図ります。企業等はBCP※2の策定に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②防災意識の高揚	<p>《現状と課題》</p> <p>大阪北部地震や平成30年台風第21号などの災害から得た経験を踏まえ、次に起こり得る自然災害から人命を守るためにも、災害教訓の伝承や、家庭や近隣住民をはじめとした地域での災害への備えが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>市民の防災意識の高揚を図るため、広報誌、ホームページ、各種パンフレットを活用するとともに、地域での防災研修会や小中学校における防災教育、大学との連携を充実させるなど、多様かつきめ細かな啓発に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>家庭では、生活物資の備蓄、家具の固定などの自助意識が高まっています。地域では、近隣の災害時避難行動要支援者への支援及び初期消火、安否確認をはじめとした救出救護活動が行える体制の整備や避難行動、避難所等における避難生活に関する知識が高まっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>家庭、地域、職場における各種の災害を念頭に置き、近隣と協力して実態に応じた防災対策を講じるとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、防災意識を高めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>自主防災組織が中心となり、地域での生活物資、資機材の備蓄や災害時避難行動要支援者の把握に努め、より実践的な訓練に取り組みます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③建築物の耐震化の促進	<p>《現状と課題》</p> <p>大阪北部地震では、多数の住宅やブロック塀等の被害が発生しましたが、より大規模な地震が発生すれば、甚大な被害を及ぼすことが想定され、住宅・建築物の耐震化の取組強化を図る必要があります。</p> <p>特に、共同住宅等は合意形成の難しさ等から建替えや耐震改修が進みにくい状況です。また、市有建築物は、住宅・建築物耐震改修促進計画の目標値である令和2年度末の耐震化率95%以上を平成28年度末に達成しましたが、残る施設の耐震化を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>耐震化を促進する支援策として補助制度の拡充や耐震診断・改修の促進を図る環境整備を充実させます。すべての市有建築物の耐震化が早期に完了できるように、国等の補助を活用し、計画的に耐震診断、耐震改修を実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>多くの住宅及び多数の者が使用または利用する一定規模以上の建築物である特定建築物や公共施設が耐震性を満たしています。</p>	<p>《市民》</p> <p>積極的に耐震診断を受診し、耐震性を満たさなかった場合は、耐震改修等に努めます。（建築物を所有する事業者を含む）</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>耐震診断、耐震改修などの設計・施工に関わる事業者・専門家は、耐震化に関する相談などに細やかな対応をするとともに、専門的知識や最新の技術をいかし、耐震化の推進に協力します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④上下水道施設の耐震化	<p>《現状と課題》</p> <p>既存水道施設及び管路の耐震化を進めており、水道施設更新（耐震化）計画及び危機管理計画が策定されています。また、下水道施設の総合地震対策計画及び下水道BCPを策定しており、これらの計画に基づき、着実に実施する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>水道施設及び管路の耐震化については、重要度などを勘案しながら、計画的に整備を進めます。下水道施設は、地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>大地震等の災害が発生しても、安全で安心な水道水を供給できる水道施設及び管路が整備されています。また、下水道施設の耐震化が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤総合的な雨水対策の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>近年、突発的な豪雨等により雨水流出量が増大し、各所で浸水被害が発生しており、土砂災害の発生も危惧されます。ハード整備には莫大な費用と相当な期間を要することから、効率的なハード整備の着実な推進に加え、ソフト対策をあわせた総合的な浸水対策等を行っていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、歩道における透水性舗装の促進、また既存の水路については市街地における浸水対策に重要な役割を果たしているため適正な維持管理を行い、老朽化した施設の改築等を推進します。また、土砂災害に関する地域ごとのハザードマップ作成などにより、地域住民の避難行動に役立てます。府が検討しているため池の活用については、管理者とともに連携して取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>今後予期できない浸水被害や土砂災害に対して、行政によるハード整備と市民・事業者によるソフト対策をあわせた総合的な施策により、浸水被害や土砂災害の軽減が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>ハザードマップによる危険箇所等の把握、市民一斉清掃や水防訓練への参加、各戸の雨水貯留施設の設置、豪雨予報前の土のう設置等を実施します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>大規模な開発に伴う雨水貯留施設の設置、自主防災組織の設置、市民一斉清掃や水防訓練への参加、豪雨予報前の土のう設置や止水板の設置等を実施します。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑥安威川ダムによる治水対策	<p align="center">《現状と課題》</p>	<p align="center">《市》</p>
	<p>安威川の氾濫を防ぐため、関係地区住民との調整を図りながら、安威川ダムの建設が進められています。 近年の豪雨に伴う避難勧告等の発令状況も踏まえ、早期のダム完成が求められています。</p>	<p>安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守り、安全なまちづくりを進めるため、引き続き大阪府と連携を密にし、早期に治水効果が発現できるよう、取組を推進します。</p>
	<p align="center">《目標》</p>	<p align="center">《市民》</p>
	<p>大雨による安威川の氾濫により、想定される流域の大規模な浸水の被害を防ぎ、住民の生命と財産が守られています。</p>	<p align="center">《事業者・団体》</p>

※1 受援計画

大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れるための体制等を定める計画です。

※2 BCP

発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画です。

1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
2	施策	4-2	消防・救急体制を充実強化する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	近年、社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し大規模化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要です。また、高齢者の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに、市民や事業所などの防火意識の向上を図る必要があります。	
5	施策の 方向性	多様な災害に即応する消防体制と高齢化社会に対応した救急体制の充実強化を図るとともに、防火意識の向上に努め火災予防を推進します。	
6	施策内の 取組	4-2-1	消防体制の充実強化
		4-2-2	救急業務の充実強化
		4-2-3	火災予防の推進
7	分野別 計画等		


2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消防体制の充実強化	<p>《現状と課題》</p> <p>複雑多様化する災害に対応できるよう消防体制の充実強化を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>消防職員及び消防団員の災害対応力を向上させるとともに、車両等の計画的更新整備を図ります。また、関係機関と災害活動の連携強化を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>多様な災害に迅速に対応できる消防体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自主防災訓練などに積極的に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>自衛消防隊※1の訓練を充実させ、災害対応力を高めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②救急業務の充実強化	<p>《現状と課題》</p> <p>高齢化の進展などに伴い、救急の要請は今後も増大することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう、救急業務の充実強化を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>救急隊員の能力向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、高齢化の進展による救急需要の増加に対応するため、円滑な救急活動体制を構築します。また、救急車の適正利用等を啓発します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>円滑な救急活動体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>救急車の適正利用に努めるとともに、救命講習会などに参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業所内での救命講習会の受講や、AEDの設置を推進します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③火災予防の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>市民や事業所に対する消防訓練などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>防火教育に取り組み、防火思想の普及に努めます。住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火管理業務の指導を適切に行い、被害の抑制を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>防火意識が高まり、火災件数が減少しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>家庭内で防火意識を高め、住宅用火災警報器の適正な維持管理と設置に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業所内の消防用設備等を適正に維持管理し、防火意識の向上に努めます。</p>

※1 自衛消防隊

消防法において、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている事業所の従業員により構成された自衛の消防組織です。



1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	
2	施策	4-3	防犯や多様な危機への対策を強化する	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	市民の安全安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、モラル低下による様々な問題があり、これまでから対策を講じていますが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組を発展させなければなりません。また、新感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機についても想定し、その対策を進める必要があります。		
5	施策の 方向性	安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりに求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、多様な危機に関する情報収集と情報提供を行いながら対策を進めます。		
6	施策内の 取組	4-3-1	防犯環境の整備	
		4-3-2	防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	
		4-3-3	多様な危機への体制整備	
7	分野別 計画等	新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画	
		国民保護計画	外部からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合に市が実施する国民保護措置(市民の避難など)を総括的に記載している計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防犯環境の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>警察と連携し、街頭犯罪抑止に有効な箇所を選定し、防犯カメラ(市管理)を設置するなど環境整備を進めています。地域での防犯上の危険箇所、防犯灯や防犯カメラを設置するなどの対策が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>子ども等を対象にした街頭犯罪を抑止するためにも、犯罪発生の確認等に限定した利用と、プライバシーの保護に配慮しながら、地域での防犯カメラや防犯灯の設置、公園の植栽等の剪定を促進するとともに、地域における防犯組織への支援に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域と警察と行政が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っています。犯罪件数が毎年減少しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>各小学校区内に地域防犯の核となる地域安全センターを設置するなど、行政、学校、警察等との連携強化を図ります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者は、地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	<p>《現状と課題》</p> <p>地域防犯力の向上に資するため、茨木防犯協会の活動を支援しています。また、市民の防犯啓発にも努めていますが、さらなる防犯活動への支援が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>市内各地で実施している防災訓練などの地域行事に、防犯啓発の内容も取り入れるなど、自主防犯活動の推進を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>安心して安全に暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動が活発に行われています。すべての小学校区で安全パトロールが行われています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域での挨拶運動や見回り活動などを行い、犯罪の未然防止に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>集客力のある大規模小売店舗等は、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③多様な危機への体制整備	<p>《現状と課題》</p> <p>市民の生命、身体等に被害が生じるおそれがある事態が発生した場合に、早期の配備体制の構築及び対応が求められています。また、新型インフルエンザ等の感染症の発生や、大規模なテロ行為等に対する市の対応は、行動計画等で定めていますが、これらの危機は予測や予防が困難であるため、関係機関の緊密な連携体制の構築が急がれます。</p>	<p>《市》</p> <p>市民の生命、身体等に被害が生じるおそれがある事態に対し、必要な緊急対策を講じるため、基準等を定めます。また、迅速な対応ができるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画及び国民保護計画に基づき、対応マニュアルの策定や関係機関との情報伝達訓練等を実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民の生命、身体等の安全を確保するため、早期に市民への情報提供、注意喚起を促す体制が整っています。また、多様な危機に対しては、国をはじめ関係機関等からスムーズな情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>緊急事態が発生した場合は、積極的に情報収集を行い、安全確保に努めます。また、感染症に対する予防対策及び有事の際の避難行動などについて知識を深めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>危機事態に迅速かつ的確な対応が図られるよう、府、警察等が中心となり、積極的に連携体制を構築します。また、被害を最小限に抑え、社会機能を維持するため企業等におけるBCP策定等に努めます。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	
2	施策	4-4	消費者教育を推進する	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>商品・サービスの多様化やグローバル化、高度情報化が進み、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費者トラブルも多様化・複雑化しています。高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺被害※1の増加、また、成年年齢の引き下げに伴う若年者の消費者被害が懸念される中、消費者が安全安心に生活できる社会を実現するには、一人ひとりの消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。</p>		
5	施策の 方向性	<p>消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、<u>自立した消費者※2</u>を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより、消費者の安全安心の確保に取り組みます。</p>		
6	施策内の 取組	4-4-1	消費者教育・啓発の推進	
		4-4-2	消費者相談の充実	
7	分野別 計画等			

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消費者教育・啓発の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>インターネット環境の急速な普及により、若年者の消費者トラブルが顕在化しています。また、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺なども多発しています。</p> <p>「消費者教育の推進に関する法律」では、学校、地域等様々な場において多様な主体による消費者教育を実施するよう定められています。</p>	<p>《市》</p> <p>関係機関と連携を図り、各世代への消費者教育や啓発活動に取り組み、消費者被害及び製品事故等の被害の未然・拡大防止や自立した消費者の育成に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>自ら危険回避等をできるだけでなく、消費者の特性などへも配慮し消費行動できる自立した消費者が増加することにより、消費者トラブルが減少しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>生涯を通して主体的に学び、日常生活の中で消費者としての意識を培うよう努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>市と連携し市民への情報提供や啓発活動などに努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②消費者相談の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>個別の相談における解決率は高いものの、さらに被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った関連部門・機関との連携を進めていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域コミュニティや警察など関連部門・機関と情報共有等、連携を図りながら、相談体制の充実や被害防止に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った相談体制が充実しています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>

※1 悪質商法や特殊詐欺被害

悪質商法：組織的・反復的に行われる不当な方法を用いた商取引のことを言います。マルチ商法（商品を販売しながら会員を増やす）やキャッチセールス（駅や繁華街で誘い商品を買わせる）などがあります。

特殊詐欺：電話などを用いて対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。オレオレ詐欺、還付金詐欺などがあります。

※2 自立した消費者

多くの情報を適切に収集・分析し、主体的、合理的な判断を行い、行動することができる消費者のことを言います。